

## 平成24年白浜町議会第1回定例会 会議録(第5号)

1. 開 会 平成24年3月23日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場  
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成24年3月23日 10時01分

1. 閉 議 平成24年3月23日 11時31分

1. 閉 会 平成24年3月23日 11時31分

1. 議員定数 16名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 16名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	正木	秀男	2番	笠原	恵利子
3番	岡谷	裕計	4番	西尾	智朗
5番	玉置	一	6番	廣畑	敏雄
7番	溝口	耕太郎	8番	水上	久美子
9番	南	勝弥	10番	湯川	秀樹
11番	丸本	安高	12番	長野	莊一
13番	正木	司良	14番	楠本	隆典
15番	辻	成紀	16番	三倉	健嗣

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 林 一 勝      事務主事 高 梨 鉄 也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

白浜町長職務代理者

副 町 長 熊 崎 訓 自

教 育 長 清 原 武      会 計 管 理 者 吉 川 廣

富田事務所長					
兼農林水産課長	辻	政	信	日置川事務所長	前田
総務課長	坂本	規	生	税務課長	小幡
民生課長	鈴木	泰	明	生活環境課長	中戸
観光課長	正木	雅	就	建設課長	笠中
上下水道課長	山本	高	生	地籍調査課長	堀本
教育委員会					
教育次長	青山	茂	樹	消防長	山本
総務課課長	田井	郁	也	農林水産課課長	鈴木
総務課副課長	榎本	崇	広		

## 1. 議事日程

- 日程第1 町長 水本雄三君の退職申し出の件
- 追加日程第6 議案第23号の撤回の件
- 追加日程第7 議案第24号 平成24年度白浜町国民健康保険事業特別会計予算議定について (委員会審査報告)
- 追加日程第8 議案第25号 平成24年度白浜町後期高齢者医療特別会計予算議定について (委員会審査報告)
- 追加日程第9 議案第26号 平成24年度白浜町介護保険特別会計予算議定について (委員会審査報告)
- 追加日程第10 議案第27号 平成24年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計予算議定について (委員会審査報告)
- 追加日程第11 議案第28号 平成24年度土地取得特別会計予算議定について (委員会審査報告)
- 追加日程第12 議案第29号 平成24年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計予算議定について (委員会審査報告)
- 追加日程第13 議案第30号 平成24年度白浜町簡易水道事業特別会計予算議定について (委員会審査報告)
- 追加日程第14 議案第31号 平成24年度白浜町農業集落排水事業特別会計予算議定について (委員会審査報告)
- 追加日程第15 議案第32号 平成24年度白浜町下水道事業特別会計予算議定について (委員会審査報告)
- 追加日程第16 議案第33号 平成24年度白浜町水道事業特別会計予算議定について (委員会審査報告)
- 追加日程第17 議案第34号 平成24年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算の提出について (委員会審査報告)
- 日程第2 平成23年請願第1号 JR白浜駅への「足湯」設置に関する請願について (委員会審査報告)
- 日程第3 意見書案第1号 「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の法制化を求

める意見書の提出について

日程第4 意見書案第2号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書の提出  
について

日程第5 意見書案第3号 消費税増税に反対する意見書の提出について

追加日程第18 発委第3号 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務観光常任委員会・建設農  
林常任委員会・文教厚生常任委員会・議会広報特別委員会）

## 1. 会議に付した事件

日程第1から追加日程第18

### 1. 会議の経過

#### ○議長

みなさん、おはようございます。

ただいまから、白浜町議会平成24年第1回定例会第5日目を開会いたします。

日程に入る前に、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

#### ○番外（事務局長）

ただいまの出席議員は16名であります。

紀南に自然エネルギーを推進する会 共同代表 柏崎幸雄氏他2名から旧白浜空港跡地におけるメガソーラー設置に関する要望が提出されています。取り扱いにつきましては、議会運営委員会でご協議をいただきました結果、議場配付ということになりましたので、お手元に配付しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

水本雄三白浜町長からの退職申し出が提出されていますので、配付しています。

本日は撮影を許可しております。

以上で報告を終わります。

#### ○議長

諸報告が終わりました。

これより、本日の会議を開きます。

---

### （1）日程第1 町長 水本雄三君の退職申し出の件

#### ○議長

日程第1 町長 水本雄三君の退職申し出の件を議題といたします。

まず、申出書を事務局長から朗読させます。

番外 事務局長 林君

#### ○番外（事務局長）

申出書を朗読した。

○議 長

お諮りします。

本申し出に同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、町長 水本雄三君の退職に同意することに決定しました。

休憩します。

(休憩 10 時 02 分 再開 10 時 06 分)

○議 長

再開します。

資料を配付してください。

(資料配付)

○議 長

ただいま、当局より議案第23号の撤回の申し出がございました。また、予算審査特別委員長から議案第24号から議案第34号の付託案件について審査結果報告書が提出されました。これら12件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第23号の撤回の件及び議案第24号から議案第34号についてを日程に追加し、追加日程第6から追加日程第17として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

## (2) 追加日程第6 議案第23号の撤回の件

○議 長

追加日程第6 議案第23号の撤回の件についてを議題とします。

白浜町長職務代理者 熊崎副町長から議案第23号の撤回の理由の説明を求めます。

番外 副町長 熊崎君(登壇)

○番 外(副町長)

議案の撤回について説明した。

○議 長

お諮りいたします。

ただいま議題となっています議案第23号の撤回の件についてはこれを承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第23号の撤回の件については承認することに決定しました。

- 
- |            |        |                                  |           |
|------------|--------|----------------------------------|-----------|
| (3) 追加日程第7 | 議案第24号 | 平成24年度白浜町国民健康保険事業特別会計予算議定について    | (委員会審査報告) |
| 追加日程第8     | 議案第25号 | 平成24年度白浜町後期高齢者医療特別会計予算議定について     | (委員会審査報告) |
| 追加日程第9     | 議案第26号 | 平成24年度白浜町介護保険特別会計予算議定について        | (委員会審査報告) |
| 追加日程第10    | 議案第27号 | 平成24年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計予算議定について    | (委員会審査報告) |
| 追加日程第11    | 議案第28号 | 平成24年度土地取得特別会計予算議定について           | (委員会審査報告) |
| 追加日程第12    | 議案第29号 | 平成24年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計予算議定について  | (委員会審査報告) |
| 追加日程第13    | 議案第30号 | 平成24年度白浜町簡易水道事業特別会計予算議定について      | (委員会審査報告) |
| 追加日程第14    | 議案第31号 | 平成24年度白浜町農業集落排水事業特別会計予算議定について    | (委員会審査報告) |
| 追加日程第15    | 議案第32号 | 平成24年度白浜町下水道事業特別会計予算議定について       | (委員会審査報告) |
| 追加日程第16    | 議案第33号 | 平成24年度白浜町水道事業特別会計予算議定について        | (委員会審査報告) |
| 追加日程第17    | 議案第34号 | 平成24年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算の提出について | (委員会審査報告) |

#### ○議長

追加日程第7 議案第24号から追加日程第17 議案第34号までの11件を一括議題とします。

本案に対する委員長報告を求めます。

7番 溝口君(登壇)

#### ○7番

それでは予算審査特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、去る3月6日の本会議において付託を受けた議案第23号から議案第34号の12件について、3月16日、19日、21日にそれぞれ委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査を行いました。先ほど当局より申し入れがあり、議案第23号が撤回されましたので、議案第24号から議案第34号までの審査結果を申し上げます。

議案第24号 平成24年白浜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第25号 平成24年白浜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 平成24年白浜町介護保険特別会計予算、以上の3件は起立多数により原案のとおり可決すべきものに決しました。

議案第27号 平成24年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計予算、議案第28号 平成

24年度白浜町土地取得特別会計予算、議案第29号 平成24年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計予算、議案第30号 平成24年度白浜町簡易水道事業特別会計予算、議案第31号 平成24年度白浜町農業集落排水事業特別会計予算、議案第32号 平成24年度白浜町下水道事業特別会計予算、議案第33号 平成24年度白浜町水道事業特別会計予算、以上7件は全会一致により全て原案のとおり可決いたしました。

議案第34号 平成24年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算については、原案のとおり承認することに決しました。

各議案審査の過程においては、質疑、提言は広範に渡る内容のものであります。

予算の執行におきましては、委員会において可決の議決を経たことの重みをしっかりと認識されまして、予定事業の推進にあたっていただきたいと思います。

以上、委員長報告といたします。

**○議 長**

委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

**○議 長**

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

異議なしと認めます。

従って、委員長報告に対する質疑を終結します。

各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第24号に関する討論を行います。

11番 丸本君（登壇）

**○11 番**

議案24号国民健康保険会計について反対の立場から討論させていただきます。

私はこの国保について今議会において質問をいたしました。それと言いますのも、昨年国保税が値上げされ、今年度200以上の滞納世帯が増加しております。とても今の国保税は高すぎて払えるような国保税では私はないと思います。以上をもちまして、高すぎる国保税をすさみ町のように一般会計から繰り入れてはどうかという提案を昨年もさせていただいております。どうか皆さんよろしくお願ひします。24号に反対いたします。

**○議 長**

賛成討論を求めます。

(なしの声あり)

**○議 長**

討論を終結します。採決します。お諮りします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

お諮りします。

議案第24号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願ひします。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

従って、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号に関する討論を行います。

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

この後期高齢者医療保険事業に対しまして、私は反対をいたします。

やはり2年ごとに見直しをされて今回は0.37%の上昇であります。あるいはまた均等割にしましても622円の上昇になりまして、高齢者に多大な負担になる。年金が減らされようとしている今日、やはりもっと国が出すべきであると思うわけでありまして、そうした立場から反対をいたします。

○議 長

賛成討論を求めます。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第25号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

従って、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号に関する討論を行います。

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

議案第26号平成24年度白浜町介護保険特別会計予算につきまして、予算委員会でも反対をしたわけなんですけども、やはり介護保険の保険料、これも値上がりをしていく。高齢者に本当に優しい政治をなんとかできないかなと思うわけでありまして。給付とそれから例えばヘルパーの派遣の時間であるとか具体的ところで高齢者に離れていく。介護がなされない新しい4月からの改定であります。やはり高齢者の方に優しいそうした介護保険を願って私はこの議案に対して反対していくということでありまして。

○議 長

賛成討論を求めます。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第26号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長

起立多数であります。

従って、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号に関する討論を行います。

(なしの声あり)

○議長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第27号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

従って、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号に関する討論を行います。

(なしの声あり)

○議長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第28号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

従って、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号に関する討論を行います。

(なしの声あり)

○議長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第29号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

従って、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号に関する討論を行います。

(なしの声あり)

○議長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第30号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号に関する討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第31号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号に関する討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第32号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号に関する討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第33号は委員長報告のとおりに決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号に関する討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は承認すべきものです。

議案第34号は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第34号は委員長報告のとおり承認されました。

---

(4) 日程第2 平成23年請願第1号 JR白浜駅への「足湯」設置に関する請願について  
(委員会審査報告)

○議 長

日程第2 平成23年請願第1号 JR白浜駅への「足湯」設置に関する請願についてを議題とします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

請願審査報告書を朗読した。

○議 長

本案に対する委員長報告を求めます。

8番 水上君(登壇)

○8 番

皆様のお手元に請願審査報告書をお配りしてございますが、審査結果をご報告申し上げます。

平成23年請願第1号 JR白浜駅への「足湯」設置に関する請願につきまして、平成23年第4回定例会で当委員会に審査の付託を受けたところであります。

当委員会では請願審査のため、那智勝浦温泉の足湯設置現場の視察も含め、6回の委員会を開催いたしました。審査の中で、担当課である観光課、JR白浜駅及び周辺駅前商店会の意見を聴取し検討してまいりました。委員からの主たる意見につきましては、足湯の設置については、白浜の玄関口として地域や経済団体から過去にも駅前振興の方策として要望や協議もなされてきた経緯があり、審査では衛生管理、運営体制、維持管理、ランニングコスト、駐車場問題などいくつかの課題が指摘されたところでありますが、駅前の活性化のための一つの施策として請願者各位の願意は妥当と判断したものであります。

委員会の採決の結果、請願第1号については、意見を付して採択すべきものと決しましたことを申し上げ、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長

委員長報告が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

14番 楠本君

○14 番

委員長報告に対する質問をいたします。

ただいま6回にわたって総務観光常任委員会で議論されたと委員長報告がございました。

もちろん採択については願意について採択されたものと解釈しますが、公益上の見地さらには合理性があるのか、また実現の可能性、緊急性、常用性、財政的事情からみて早く実現していかなければならない問題であるのか、この点について若干の質問をいたします。

まず、委員会審査の中でも議論をされたということは聞いておりますけれども、1つ目はやはり衛生面のことであります。温泉かけ流しでないということ。循環型方式を採用するというのでありますので、その点について逆にイメージダウンではないか。

それから、スケール。白浜温泉は皆さんご存じのようにスケールがかなり付着します。こういう部分でフィルターの目詰まりが大変多くなると心配しております。またメンテ、予備機も必要になってくるのではないかと懸念するところです。委員長からもありましたけれども、メンテナンスコスト。財政的に一番心配なのは昨今の重油の高騰、そういう部分にわたって採択にあたって、スケールの問題、メンテナンスコスト、そういうものも十分議論されたと思いますけれども、なお詳しく視察も含めて請願を採択されたということですので、そういう部分についてのご意見を賜りたいと思います。

#### ○議 長

8番 水上君（登壇）

#### ○8 番

ただいま楠本議員からご質問をいただきました。もし答弁が抜けておりましたらご指摘をいただきたいと思います。書き取りましたけど全部書き取れていないかもしれません。

まず最初に衛生面です。かけ流しでない循環式で逆にイメージダウンになるのではないかとことです。このこのとはやはり委員会の中でも意見が出ました。ですが地理的なことからして泉源が近くにないということで、どうしても給湯しなければならない。その中で循環式についてですけども、やはり循環式の維持管理というのは、まず衛生面が危惧されるわけですけども、これについては不衛生な環境でなく、日常のメンテナンス、そして管理がまず一番。そのことによって循環式であってもかけ流しであっても、不衛生な場合は雑菌の繁殖であるとかそういうことの心配があるという中で委員会でもそういう意見が出ましたけども、そのことについては十分な管理、メンテナンス、衛生面についての配慮などを考えていただきたいと意見が出ておまして、要望しております。当局に聞いてみましたら、循環方式の場合、機械設備に滅菌処理を施せるような設備を想定しているとのことでございます。引き続き万全の対策をしてもらおうように求めて、委員会の中では意見が出ました。

それから、湯の花の付着ですけど、これについては温泉にはつきものでございまして、この湯の花もやはり維持管理の面で湯の花の撤去とかそういうことについては維持管理費がかかります、普通のお風呂と違って。そういうことも含めて、維持管理費のねん出についても委員会では危惧されましたし、そのことについての方策につきましては、駅前の商店会の方も先日臨時総会をもたれまして、管理についての十分な話し合いもしていただいたようです。駅前の方たちの協力を得たり、今回の請願者であります経済団体にも協力を得た中で協議して進めていただきたいとの意見が委員会から出ました。

それから、メンテナンスコストです。これにつきましては試算が出ております。だいたい担当課からの試算は年間維持管理としまして約200万円くらいかかるのではないかと出ていますけれども、これは現在すでに公設の足湯がありますので、そこを参考にした試算かと思えます。これにつきましても地元のご協力をいただきますと、清掃などについての管理委

託料などは少し減額してコストを下げれるのではないかという意見がありました。その中でいただいた意見は、やはり椿も地元の方が維持管理についてはかなりご協力をいただいた中で管理をしていただいていると聞いておりますので、そのことも参考にして意見として伺ったところです。

ほかにございましたら申し訳ございませんが、ご質問いただけますでしょうか。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

委員長報告の中に意見として、足湯設置後の管理に関する経費、施設の管理体制等について関係者と十分協議されたいということで、今委員長から駅前商店会の皆さん、さらには請願者の各種団体の方とのこういう部分も含めて議論されたと聞いておりますので、私はこの分について一番心配しましたので質問をさせていただきました。これは委員長報告に対して質問をさせていただきました。これは賛成反対は別と考えたいと思います。

○議 長

1番 正木秀男君

○1 番

願意としては重要やなど。活性化も含めてそれは理解できる場所ですけれども、今楠本議員からあったと思うんですけれども、運営主体はどこにあるのか。この団体がするのか、商店会がするのか、町が末端をするのかという運営主体とランニングコスト200万円との説明でしたけれども、それにおいて設置場所が確定しているのか、それかアバウトでまだわからんというのか。その部分で設置の費用をどのくらい考えているのか。その3点。

○議 長

8番 水上君（登壇）

○8 番

ただいま正木議員からご質問をいただきました。これも答弁が抜けておりましたらもう一度ご質問いただきたいと思います。

運営主体ですね。私たちが審査させていただいたときには観光課から設置する場合の概算というのを提出していただきました。町内には公設公営の足湯もございますので、やはりそこから観光課は請願が上がって調査研究した中で概算を出していただいたと思います。その主体となるというのは今後だと思っておりますけれども、そういうことの中では長年この足湯については駅前地域の方から十何年も前からありますので、その時点でも観光課ではなんとか結び付けていけたらと、私も昔質問した中で答弁をいただいておりますけれども、なかなか予算の裏付けができないということで、今回もそうなんですけれども、そういう中では担当課も地域、請願者と一緒になってということで今後協議を進めていきたいという。一応概算いただいて先ほど申し上げましたけれども、公設の足湯もございますので、白浜町としても私たちが伺ったところによりますと、足湯の設置はしていきたいという方向で答弁をいただいております。

それから、設置の場所については白浜駅を出たところに少し空き地があるということで、JRから土地の提供は申し出があります。それと周辺の駅前の開発についても、これも十何年も前からもちろん地元要望もありますし、そういうことも含めて。

設置についての試算は出ております。それにつきまして、那智勝浦もこの間視察に行きましたけれども同じようなもので、これも入札によって下がる、差金が出ると。白浜町から出ている概算書では、白浜町が事業主体となって設置したケースですけれども、施設の概算は約1千万円。細かく申し上げますが、建築工事が約350万円、機械設備工事で約430万円、電気設備が59万と出ています。設計監理費が180万円。予算ですけれども、県費の補助であるとか補助メニューを調査していただいておりますので、2分の1であるとかそういう補助メニューを使いながらということを考えていただいております。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

ランニングコストがかかるということが一番ネックだと私は思いますし、それで利用客が果たしてどうなのかということを思います。それからひとつは衛生面です。衛生面から循環型にしていく話の中で大変イメージ的に悪いのではないかと私は危惧するところです。そういうことからしたら、もっとイメージアップ的に白浜町の温泉をイメージアップするのであれば別の方法があるのではないかと思いますし、我々はとりあえずこの意見の付帯の中で、こういう設置についての管理費用等も検討されたいという形のものがあるわけでありましてけれども、その辺が今までの行政の中でなし崩し的にこういうのが通らなく、また意見的にもあまり通ったことがないようなことが考えるものですから、その辺についてどうなのかと。

○議 長

8番 水上君（登壇）

○8 番

ただいま三倉議員からご質問をいただきました。

先ほど楠本議員から衛生面についてはご質問いただきまして、答弁をさせていただきましたが、この循環式の温泉については先ほども申し上げましたけれども、かけ流しであっても不衛生な状況であるとやはり衛生面での心配はあるのではないかと思いますし、また環境省の改正温泉法施行規則の中では、循環式ということを明示して掲示することによって、利用者がそれを選択するという、そういうこともあります。やはりイメージダウンになるかならないかということですが、やはり今全国で温泉ブームで大型浴場もたくさんできております。また町内の温泉施設も旅館、ホテルなどもそういう方式を取り入れているところもあるかと思えます。昔は温泉の湧出したその場所に温泉場、浴場がつくられてそこで小さな浴場の中で温泉を利用していたということが多いようではございますけれども、昨今はやはり源泉から離れた場所であるとか大型施設化しておりますので、こういう循環式の浴場も多い現状でございます。この中では温泉法にいわれておりますような先ほどのようなことが明示された中で利用者が選択し、またそれによっての不衛生だということはそれで決めつけられるものではないかと思えます。

それから、ランニングコストは委員会でもやはり出ました。これは先ほども申し上げましたけれども、維持管理についての地元の協力は不可欠だと。また今回、たくさんの請願者が名を連ねていただいておりますので、ここにも応分の何か負担をお願いしたいということで、そういうことは委員会の中で皆さんの意見として出ておりました。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

16番 三倉君(登壇)

○16番

趣旨的なものは少しわからなくもないんですけども、私は反対の討論として。

以前に熱海の駅前にある足湯を視察したことがあるんです。その熱海ではあれだけ東海道のど真ん中であってする割に、あそこも駅前に温泉が出ないから温泉を運んでいるわけです。それでランニングコスト的に年間400万円くらい要っているということです。その設置にあたっての工事費は企業が出してくれたと聞き及んでいるんですけど、はっきりとした確認はしていません。そういうことからしたら、結局ランニングコスト的にそれをどこがしているのか私は存じ上げませんが、コスト的にそれだけ要するという事です。それと、イメージ的に毎日掃除を衛生面からやっている。それと、利用者なんですけども、私が見た限りではあまりあれだけ人が出入りする割に多くなかった。たまたま多くなかったかもわからないんですけども、そういうイメージがあるんです。

そういうのからしたら、私は足湯でなしに、ほかの温泉地としてのイメージアップを考えるべきではないかと思うわけです。やはり冷えてくるものですから、今石油も高いですけど、石油の高い安いは別として、やはり温めているということのイメージがいまいちどうかと思いますので、私はそういうことからもう少し考える余地があるのではないかということから反対討論といたします。

○議 長

続いて賛成討論。

2番 笠原君(登壇)

○2番

私は紹介者でもあります。そしてこの足湯に対して多くの方からこれはできるのであろうかと不安な意味合いもありました。しかしながら、白浜駅におられる商店会の皆様、そしてこの方々が一丸となって今回請願を上げられたわけです。今まで数十年来やりたいという思いを抱えながら上がらなかったということは、非常に皆さんはなんとかしてでもこの部分を上げていただかないと、白浜駅の温泉というのは入口はあるけども温泉じゃないじゃないかと。せめて白浜駅のシャッター通りを回復させるためにも、白浜駅に足湯をもっていきたいというこの願いを私たちはかなえたいと思っております。それにあたって経費につきましても請願を上げる中の皆さんの団体がバックアップするという事も確約していただいておりますので、これはぜひとも皆さんの声を通してあげたいと私は思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議 長

紹介議員の立場もございしますが、突然のことで異例の許可をいたしましたことご理解をいただきたいと思います。本来ならば紹介議員としての賛成討論は好ましくないと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

反対討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

反対討論がありましたので起立によって採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

従って、平成23年請願第1号 JR白浜駅への「足湯」設置に関する請願については採択することに決定しました。

---

(5) 日程第3 意見書案第1号 「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の法制化を求める意見書の提出について

○議 長

日程第3 意見書案第1号 「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の法制化を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

意見書案第1号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

(省略の声あり)

○議 長

省略とのことですので省略します。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

意見書案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

---

(6) 日程第4 意見書案第2号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書の提出について

○議 長

日程第4 意見書案第2号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 林君

○番 外（事務局長）

意見書案第2号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

それでは簡単でございますけれども、この障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書につきまして、提案理由を説明いたします。

ご存じのように新しい政権ができて2年余りになりますけれども、その時に今の自立支援法につきまして障害者団体が何団体か全国で裁判を起しておりました。やはり障害者の生きる権利と申しますか、施しを受けるということではなしに健常者とともに生きていくという趣旨のもとで、やはり自立支援法において、介護保険と同じようなそうした行動に対する給付と言いますか、そうしたことについて人として認められぬのと違うかなど、応益負担、益ではないというか、応益負担に対して応能負担に一定の能力のある方にはもちろん求めていくわけなんですけれども、そうした応益負担に対しての裁判がございました。それが新しい政権ができて、裁判が和解ということになりまして、和解に応じた。和解をしてございます。この意見書の中にありますように、障害者の総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言。これは障害者団体などがかなり多くの団体が中心になりまして合意をして政府に提言をしておるわけなんですけれども、その中には2つの指針があります。この2つの指針が何かと言いますと、1つは障害者権利条約。これは批准に向けて国も障害者基本法改正をしております。過日の全員協議会でも町の障害者計画などに改正が反映されておりますし、そうした批准に向けて法律が変わっていく準備をしておることが1つであります。その障害者権利条約の理念としまして、障害者権利条約の目指すものというのは、保護の客体とされた障害者を権利の主体へと転換し、インクルーシブな共生社会を創造すること。インクルーシブとは排除を意味するエスクリューションの反意語。排除ではなしに包含であると。そういう2つの指針と6つの目指すものと10項目の総合福祉法の骨格。こうしたことを中心に障害者基本法に基づいて障害者総合福祉法をつくっていく。新しい法律をつくっていくということでもあります。だからすべての障害者団体、ほとんどの団体が賛同しておりますので、これに基づいて新しい法律をつくっていくということを要望していくのと、予算的に国も援助

してほしいということで、もっと出さなあかんということでもあります。

横道にそれましたけれども、そうしたことで皆様方のご賛同を得たいと思うわけでございます。

○議 長

本案に対する質疑を行います。

3番 岡谷君

○3 番

ただいま意見書が提出されまして、廣畑議員からるる説明があったところでございますが、大変障害者総合福祉法につきましては平成22年1月から論議をされている段階でございます。確かに骨子の内容については、私も賛同をするところでございますが、今後やはり国の責任において制度を円滑に進めるにあたりましては、財源措置がやはり大事でございます。その辺もやはり国政において、きちんと協議を進めていただく。その中で地方の財政負担も減ってくると思いますので、私は大いにもう一度国政で論議をしていただくことが大事だと思いますが、その辺どうですか。

○議 長

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

岡谷議員の言われる財源につきましては、やはり今社会保障と税の一体改革ということで政府は進めていますけれども、そこに求めていくのではなしに、私たちは公共事業の無駄遣いとかそうしたところに求めていくべきであると思います。ぜひそうしたことで新しい法律の財源につきましては与野党でもっと考えて、ぜひ地方自治体への負担を軽減するためをお願いをしたいなと思っています。そういうことでよろしいでしょうか。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

意見書案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### （7）日程第5 意見書案第3号 消費税増税に反対する意見書の提出について

○議 長

日程第5 意見書案第3号 消費税増税に反対する意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 林君

○番外（事務局長）

意見書案第3号を朗読した。

○議長

提案理由の説明を求めます。

11番 丸本君（登壇）

○11番

それでは提案理由の説明をさせていただきます。

野田内閣は社会保障と税の一体改革と称し、消費税を2014年に8%、2015年に10%に増税する法案を今国会に提出しようとしています。消費税増税が行われれば、日本の経済が低迷する今、国民に大きな影響を及ぼします。去年は東北地方に大震災が発生しました。復興の需要はいつまで続くかわかりません。大正12年に発生した関東大震災後の昭和の恐慌。また平成7年の阪神大震災後の平成9年の復興需要が落ちた時に消費税の引き上げを行っております。その後の日本経済は低迷が続いております。今回の引き上げも東北大震災から3年後に引き上げが計画されており、もし法案が提出され、通ることになれば、昭和恐慌の二の舞のなることも大いに考えられます。よって国民の暮らし、経済に深刻な打撃を与える消費税値上げに反対します。どうかよろしく願います。

○議長

本案に対する質疑を行います。

14番 楠本君

○14番

丸本議員に質問いたします。

確認のために、とにかく消費税は絶対に上げてはならないという認識でよろしいんですか。

○議長

11番 丸本君（登壇）

○11番

楠本議員の質問にお答えさせていただきます。

消費税を絶対に値上げしてはだめかとのことでありますけれども、政治というものは私の理解するところにおいては、どこから税金を徴収しどのような施策に使っていくかを議会で決める場所であると理解しております。平成元年ですか、消費税を導入されてから23年が経過しています。この間、平成9年に3%から5%にアップしました。その後の日本の経済状況を見て景気が低迷したままなんです。確かに消費税収というのは国に入ります。地方消費税といって予算書にも2億円ほど入っています。消費税がなかったものができて、国税三税のひとつです。今の時勢においては、大恐慌への引き金になるのではないですかと言ってるんです。

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

質疑を終結します。討論を行います。

14番 楠本君（登壇）

#### ○14 番

丸本議員が提案者になっている消費税に反対する意見書案について絶対反対ということでございますので、私はそれについて反対の討論をさせていただきます。

皆さんもご存じのようにこの法案は2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げることを明記して用途を明確にするために、年金、医療、介護の社会保険保障給付と少子化、高齢化対策に対する施策に充てると、こう明記しております。申すまでもなく、社会保障、税の一体改革を基本に将来の子孫に負担を残さないことが前提でありまして、少子高齢化に向けて財政の再建は待ったなしではないでしょうか。現実的に対策もなく増税に反対するものであると思います。この意見書案は消費税そのものを反対する意見であり、現在政府与党内で大詰め議論がなされており、給付付き税額控除、低所得者に配慮した施策の検討、意見書案に書かれている逆進性の検討、さらには将来再造成のイメージの解消、景気弾力条項、今丸本議員が言われた過去の経過。景気の弾力条項が議論されている中で、この意見書案は格差是正には一理ありますけれども、丸本議員が言われる法人税についても大企業から多くとるべき、いわゆる中間層が少なく、下に薄いという主張だと思いますが、これはやはり景気にもつながってきます。従って我が国の世界的経済地位はギリシャ国のようにならないためにも社会・税の一体改革は待ったなしと考えております。先ほども国保、高齢者、介護保険の部分についての反対討論がございましたけれども、私はこの意見書案にはやはり財源の措置をいかにしていくのか。そういう分については国会議員の数を減らしたり、行政改革で無駄を省くことは前提でございますけれども、絶対に消費税を上げることに反対する意見書案には反対いたします。

#### ○議長 長

次に賛成討論。

5番 玉置君（登壇）

#### ○5 番

賛成の立場から討論をさせていただきます。

私個人の話から大変収入が落ちまして、本当に苦しい。しかしながら税金は待ったなしであります。以前はビールを飲んでおったところを発泡酒に代え、発泡酒でも2本を1本にする。2日に1回にする。大変爪に火を灯すような生活でございます。

前置きはそのくらいにしまして、現在日本の円高による企業収益の悪化と国の国債による借金等国全体の利益、杯が小さくなっている現状であります。にもかかわらず社会保障費の増大。こういうところで消費税を上げなければ財政的にもたないという理由で今野田政権は消費税増税に向かっております。しかしながら、先ほど丸本議員も言われましたように、消費税の実施の時期というものがございます。景気がそれを民主党の党内でも調整をしておりますが、インフレターゲットを設けて、そして国の景気の回復を認めた上で増税をすればといった文言があげられるようでございますが、しかしよく考えていただいたら、企業の収益が上がる、景気が良くなる。それから何年か、半年か1年遅れてやっと個人の所得が上がってくるわけです。今現状は国家公務員、地方公務員問わず議員もみんな給料が下がっている。一般の会社もみんな給料が下がっているんです。しかしながら、社会保障、国保であるとか

介護保険といったものも上がっている。そして今石油が上がっている。電気代上がる、ガス代上がる。生活の基礎となる部分が現状上がっているわけです。それなのに収入は下がっている。そこに我々が使える可処分所得が減っているわけです。こういう時期に税金を上げて絵に描いたように5%上げたら何兆円入ってきます、10%上げたら何兆円入ってきますと私は上がらないと思うんです。だからこういう中で、今この時期は尚早だと思います。地方議員がこんなことを言ったところで仕方がないんですが、国民の可処分所得が上がるような状態になったときに税金を上げていただくような方策を立てていただきたいとの観点から、消費税の今の時期的なものを私は言いたいのですが、私は消費税増税に反対させていただきます。

○議 長

続きまして、反対討論。

3番 岡谷君（登壇）

○3 番

反対討論をいたします。本意見書の消費税は社会保障財源に適さない。そして消費税の導入に適さないということでございますので、反対をいたします。先ほども楠本議員からも反対の討論がされましたが、幾分か重複しますが簡潔に述べます。

持続可能で安心の高齢社会を迎えるためには、年金、医療、介護の各制度をなお一層手厚くする必要がございます。そのための財源をめぐり、今消費税率の引き上げについて活発に議論をされています。まず消費税増税ありきは認められませんが、少子高齢社会を支えるためにその裏付けのひとつとして消費税率を上げることを否定できません。政府に対して増税の前に明確な条件としまして、年金抜本改革を含め、社会保障制度の全体像を提示すべきである。また景気回復の後に行うべきである。行政改革の徹底と消費税の用途は社会保障に限定すべきであると。そして税制全般で財源を議論すべきである。私はこの5点に絞って満たすべきであると主張いたします。ですからこの意見書に対して反対といたします。

○議 長

次に、賛成討論。

7番 溝口君（登壇）

○7 番

私は消費税増税に反対する意見書につきまして、少し違った意味合いであるんですけども、今現在は反対であります。

その趣旨と申しますのは、本来いろんなそういった税収部分についてはいずれ消費税を引き上げていかなければ、これからの社会保障費が不足することは把握しているところであります。しかし私の今現在の消費税増税に反対であるという違った意味合いと申しますのは、やはり平成の大合併におきまして、我々地方議会、多くの合併により地方議員が減少されました。そしてみずから各議会において定数削減という形に取り組んでいるのが実情であります。そしてまた都道府県議員にも削減の動きという形になってまいりました。しかるに私は今の現時点で反対との意味合いにおいては、国の最高機関であります衆議院、参議院において、先ほどからも最高裁判所で現在の定数は違憲状態であるとそのような判断がなされているにも関わらず、最高機関の衆議院、参議院においてそういった議論も進まずに税収不足は私も把握しているところではありますけども、そういった議論をまずして、みずから最高機

関としての議員削減、行政改革に取り組んだ上において、こういった消費税を社会保障に充てるという形において増税の法案を出すべきであると。ですから、今回の消費税増税に対する反対の意見書とは少し違うでありますけれども、今申し上げました理由において、今現在で消費税増税について反対。その前に国会として最高機関の中で裁判所の指示に従って、国民の理解を得た上で私は増税の法案を提出すべきであると。違った意味合いでありますけれども、今現時点での消費税増税には反対であります。

○議 長

賛成、反対がそれぞれ出ました。

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

○議 長

反対討論がありましたので起立によって採決します。

意見書案第3号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議 長

起立少数であります。

従って意見書案第3号は否決されました。

---

(8) 追加日程第18 発委第3号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務観光常任委員会・建設農林常任委員会・文教厚生常任委員会・議会広報特別委員会)

○議 長

追加日程第18 発委第3号 閉会中の継続調査申し出を議題といたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに決定しました。

以上で、平成24年第1回定例会に付された案件はすべて終了いたしました。

閉会にあたり、職務代理者 熊崎副町長から挨拶の申し出があります。

これを許可します。

番外 副町長 熊崎君 (登壇)

○番 外 (副町長)

閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

平成24年第1回定例会をお願い致しましたところ、議員各位には、鋭意ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

水本町長の辞意が表明され、町長から辞意にかかるご挨拶を賜ってございますので、この場をお借りいたしまして町民の皆様にお伝えさせて頂きたいと存じます。

ご挨拶 このたび、私は不本意ながら健康上の理由により白浜町長職を辞することといた

しました。2年前皆様方のお陰で町長という要職に就かせていただき町政を推進してまいりましたが、病気のため町政を推進することができなくなりました。

町民の皆様をはじめ関係各位には多大なるご心配をおかけしましたこと、心からお詫び申し上げます。皆様方には多大なるご支援を賜り心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

白浜町の発展を祈念し、ご挨拶とさせていただきます。

白浜町民の皆様へ、白浜町職員の皆様へ、関係各位へ

平成24年3月23日 白浜町長 水本 雄三

水本町長の辞職により、新たな町長が就任されることとなります。新たな年度の始まる大変重要な時期であり、この間、行政が停滞することのないよう、職員と共に全力を尽くして参りますので、議員皆様方のご指導、ご鞭撻、お力添えを賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議 長

挨拶が終わりました。

お諮りします。

これをもちまして白浜町議会平成24年第1回定例会閉会したいと思います。

閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### ○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会平成24年第1回定例会はこれをもって閉会いたします。

たいへん、ご苦労さまでした。

議長 西尾 智朗は、11時31分 閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成24年3月23日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員